

## 第1節 総則

(名称及び事務局)

第1条 このクラブは、“ラグナ マリーナヨットクラブ(略称 LMYC)”と称し、事務局を株式会社ラグナマリーナ(蒲郡市海陽町2丁目1)内に置く。

(目的)

第2条 このクラブは、海洋スポーツをとおして、会員相互の協力ならびにラグナマリーナボートクラブ及び株式会社ラグナマリーナとの良きパートナーシップにより、安全海事思想の普及及び安全海事技術を向上させ、会員相互の親睦と協調を図ると共に、海洋環境を守り地域社会に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 このクラブは当該の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦及び地域社会との交流を目的とする各種行事の開催。
- (2) 講習会、競技会の開催。
- (3) 内外諸団体との交流。
- (4) その他、このクラブの目的を達成するための活動。

## 第2節 会員

(会員の種類)

第4条 このクラブの会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

(正会員)

第5条 このクラブの正会員は、株式会社ラグナマリーナに艇置する本クラブに加入する艇の代表者とする。艇の代表者は、その艇の艇置契約者又は艇置契約者により推薦された者で、総会等における議決権を行使することができる。

(会員)

第6条 このクラブの会員は、正会員の推薦により、理事会の承認を得て入会が認められた者とする。代表者としての地位と議決権の行使を除き、正会員と同じ権利義務を有する。

(賛助会員)

第7条 このクラブの賛助会員は、このクラブの目的を理解し、その育成と発展に協力頂ける関係者で、正会員の推薦により、理事会の承認を得て入会が認められる。

(名誉会員)

第8条 このクラブの名誉会員は、このクラブのよき理解者、または功労者及び海洋スポーツの指導者としてふさわしい人で、正会員の推薦により、理事会の承認を得て入会が認められる。

(会員の責任)

第9条 正会員及び会員(以降「会員等」と表記する)の同伴者は、このクラブの主催する行事に参加する事が出来るが、その行為に付いては、当該会員等がすべて責任を負うものとする。

(入会)

第10条 株式会社 ラグナマリーナに艇置する艇は、原則として艇置契約と同時に、代表者を正会員として選任し、加入するものとする。又、正会員が適当と認めた者は、所定の手続きを経て、会員として入会する。

(退会)

第11条 正会員の資格は、艇置契約の解除をもって自動的に消滅する。又会員等が、退会の意思を表明した場合は、所定の手続きを経て退会する。正会員が退会した場合は、正会員の推薦で入会した会員は、推薦した正会員の退会と同時に自動的に退会する。

第12条 賛助会員・名誉会員に対しては、第9条・第11条の「会員等」を準用する。

第3節 役員

(役員)

第13条 このクラブには次の役員を置く。

- (1) 会長： 1名
- (2) 副会長： 1名
- (3) 理事：若干名
- (4) 監査：若干名
- (5) 顧問：若干名

(役員の仕事)

第14条 前条の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、このクラブを代表し、このクラブの運営を総監する。また、総会を招集し、議長を兼務する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、クラブの運営に必要な事項を決定する。
- (4) 監査は、会計及び運営を監査し、その結果を総会に報告する。また、運営上必要があると認めるときは、理事会に対し意見を述べることができる。
- (5) 顧問はクラブの運営上必要な事項について理事会の諮問に応じ意見を述べる。

(役員を選出)

第15条

- (1) 理事及び監査は、総会において正会員から選出する。
- (2) 監査は総会に於いて正会員より1名以上選出し、外部よりそれを超えない人数で選出する事が出来る。
- (3) 会長・副会長及び各委員会の委員長は、理事会において理事より互選する。
- (4) 顧問は理事会の決議により会長の職にあった者に必要に応じ委嘱する

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げないものとする。

## 第4節 機関

### (機関)

第17条 このクラブに、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 委員会

### (総会)

第18条 総会はこのクラブの最高決議機関で、第4条(1)～(4)項の会員をもって構成し、議決権を持つ正会員の1/3以上の出席をもって成立する。正会員が欠席する場合、委任状をもって、正会員としての権利を行使する事が出来る。

第19条 総会は定期総会と臨時総会とし、毎年度1回以上開催する。

- (1) 定期総会 年度始め3ヶ月以内に開催する。
- (2) 臨時総会 運営上必要に応じて開催する。また、正会員の過半数の同意があれば、臨時総会を開催しなくてはならない。

第20条 定期総会は次の事項を決定する。

- 1) 会則の改廃
- 2) 活動報告、収支決算報告
- 3) 活動計画、収支予算計画
- 4) その他の必要事項

### (理事会)

第21条 理事会は、理事をもって構成し、2/3以上の出席をもって成立する。理事が欠席の場合は、委任状をもって、理事の任務を行使する事が出来る。

第22条 理事会は、毎年度2回以上開催する事を原則とし、会長またはその他の理事の過半数または正会員総数の1/3以上が必要と認められた時に開催する。理事会は、必要に応じ、監査及び顧問に対し参加を要請することが出来る。また、監査の要請があれば、理事会を開催しなくてはならない。

第23条 理事会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会の開催、総会に付議する事項(第20条の各項)
- (2) 総会の決議の実施に関する事項
- (3) その他、クラブ運営に関する必要な事項

### (委員会)

第24条 当該の目的を達成するための活動を推進する常設委員会と、特別事業活動を推進するために必要に応じ、理事会の承認を得て特別委員会を置くことが出来る。

### (議決方法)

第25条 総会の議決は正会員の出席者及び委任状の総数の過半数をもって成立する。理事会の議決は出席者及び委任状の総数の過半数をもって成立する。

## 第5節 資産と会計

### (資産)

第26条 このクラブの資産は、入会金、会費、その他の収入をもって構成し、クラブの運営経費は、この資産で賄うものとする。

### (入会金)

第27条 入会金は、正会員は10,000円、会員は2,000円とする。また、賛助会員は50,000円とする。但し過去にクラブに入会していたが退会をし、再度入会を希望する場合の入会金は、正会員は5,000円、会員は1,000円とする。また、賛助会員は50,000円とする。

### (会費)

第28条 会費は正会員は10,000円、会員は2,000円とする。また、賛助会員は30,000円とする。納期に付いては、年度始めの1ヶ月以内を原則とする。年度途中で入会した場合は年度を半期に分け計算するものとし、入会した日の属する期は1期分として計算するものとする。

### (名誉会員の納金)

第29条 名誉会員は、入会金及び会費を納金する必要がないものとする。

### (会費の返納)

第30条 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。

### (会計年度)

第31条 このクラブの活動及び会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、年度終了時には監査役員による会計監査を行う。

## 付則

- 1.この会則は平成21年3月29日ラグナマリーナヨットクラブ設立総会にて承認されたものです。
- 2.この会則は平成22年4月4日ラグナマリーナヨットクラブ総会にて承認されたものです。
- 3.この会則は令和6年4月14日ラグナマリーナヨットクラブ総会にて第27条を改訂し承認されたものです。

組織図

別 紙